

半田市職員表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、半田市職員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 この内規において「職員」とは、半田市職員定数条例（昭和56年半田市条例第36号）第1条に規定する職員とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰の対象者は、半田市職員として20年（毎年10月1日を基準日とする。）以上勤続し、他の模範となる者とする。

(表彰の方法)

第4条 被表彰者には、表彰状を授与する。

2 表彰を受けるべき職員が死亡したときは、表彰状は、当該職員の遺族に授与し、又は贈呈する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は毎年定期に行うものとする。ただし、特別な事由があるときは、随時これを行うことができる。

(資格の喪失)

第6条 表彰となるべき者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 表彰者としてふさわしくない行為があったとき。

(職員表彰審査委員会)

第7条 被表彰者の決定を公正かつ適正に行うため、職員表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員により構成する。

2 委員長は、副市長をもってこれにあて、委員は、教育長、企画部長及び総務部長をあてる。

(勤続期間の計算)

第9条 第3条に規定する勤続年数の算定については、半田市表彰条例施行規則（昭和49年半田市規則第2号）第3条の規定を準用する。

(委任)

第10条 この内規に定めるもののほか、職員の表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成 20 年 3 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役を削除する規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の前日までの間における第 6 条の規定の適用については、同条の規定中「拘禁刑」とあるのは「禁固」とする。